

## 第7回伊万里市農業委員会会議 議事録

1. 日 時 平成30年7月3日(火)

開会 午後3時00分

閉会 午後4時10分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 12名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	欠
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	欠
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 8番 西山 哲

9番 吉村 幸夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	松尾慎也		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第36号	農地法第5条の申請について	(10件)
議案 第37号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第38号	農地法第3条の申請について	(12件)
議案 第39号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 16件) (農地中間管理事業 2件)	
議案 第40号	農用地利用配分計画の承認について	(2件)
議案 第41号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	(1件)

8. 報告事項

報告 第11号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
---------	---------------------	------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																		
議長	<p>それでは、ただいまより第7回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、11番 岸本熊一委員と13番 田代三義委員が欠席です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は、8番 西山委員、9番 吉村委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 891 1428 1512"> <tr> <td>議案第36号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>議案第37号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第38号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>議案第39号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td>利用権設定 通年 16件 農地中間管理事業 2件</td> </tr> <tr> <td>議案第40号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第41号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理について 1件 となっております。</p>	議案第36号	農地法第5条の申請について	10件	議案第37号	農地法第4条の申請について	2件	議案第38号	農地法第3条の申請について	12件	議案第39号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について	利用権設定 通年 16件 農地中間管理事業 2件	議案第40号	農用地利用配分計画の承認について	2件	議案第41号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	1件
議案第36号	農地法第5条の申請について	10件																	
議案第37号	農地法第4条の申請について	2件																	
議案第38号	農地法第3条の申請について	12件																	
議案第39号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について	利用権設定 通年 16件 農地中間管理事業 2件																	
議案第40号	農用地利用配分計画の承認について	2件																	
議案第41号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	1件																	
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第36号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																		

事務局	<p>議案第36号 農地法第5条の申請について御説明します。 議案の1ページ、26番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページ、5ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町平尾地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、27番になります。</p> <p>図面は、案内図が6ページ、字図が7ページ、土地利用計画図が8ページ、平面図が9ページになります。</p> <p>申請地は、木須町木須西地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し</p>
-----	---

事務局	<p>ます。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、28番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページ、平面図が13ページになります。</p> <p>申請地は、二里町内の馬場地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、29番になります。</p> <p>図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページ、断面図が17ページ、平面図が18～19ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>譲受人が、ホテルを建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した</p>
-----	---

事務局	<p>が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、30番になります。 図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、土地利用計画図が22ページ、断面図が23ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町井手野地区です。 譲受人が、バス駐車場を建設するための申請です。</p> <p>申請地が南波多公民館から約400mの位置に存在するため、農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場(これらの支所を含む。)等から概ね500m以内に存在する農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のオの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、31番になります。 図面は、案内図が24ページ、字図が25ページ、土地利用計画図が26ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。 譲受人が、自宅用の排水路を設置するための一時転用の申請です。</p>
-----	--

事務局	<p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、32番になります。</p> <p>図面は、案内図が27ページ、字図が28ページ、土地利用計画図が29ページ、断面図が30ページ、平面図と立面図が31ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>譲受人が、空気銃射撃場及び事務所、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、33番になります。</p> <p>33番については申請地の土地の表示の地番が806番3と記載されていますが、正しい地番は805番3でした。議案の訂正をお願いします。</p>
-----	--

事務局	<p>図面は、案内図が 3 2 ページ、字図が 3 3 ページ、土地利用計画図が 3 4 ページ、平面図が 3 5 ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。 譲受人が、営業所を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の ( 1 ) のカの ( ア )、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の ( 1 ) のカの ( イ )、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、3 4 番になります。 図面は、案内図が 3 6 ページ、字図が 3 7 ページ、土地利用計画図が 3 8 ページ、断面図が 3 9 ページと 4 0 ページ、平面図が 4 1 ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。 借受人が、商業店舗を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の ( 1 ) のエの ( ア ) の b の ( a )、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地に該当します。 許可基準としましては、第 2 の 1 の ( 1 ) のエの ( イ )、許可し得るに該当します。</p>
-----	---



事務局	<p>続きまして、議案の２ページ、３５番になります。</p> <p>図面は、案内図が４２ページ、字図が４３ページ、土地利用計画図が４４ページ、断面図が４５ページから４７ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町宿分地区です。</p> <p>譲受人が、伊万里東部工業団地（仮称）を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は５００８番２については第１種農地の農地区分要件、第２の１の（１）のイの（ア）のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものに該当します。</p> <p>５００８番２以外の農地区分は第２種農地の農地区分要件、第２の１の（１）のカの（ア）、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第２の１の（１）のカの（イ）、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第３６号 農地法第５条の申請は以上１０件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第５条２６番について、担当委員から説明をお願いします。</p>

5 番委員	<p>譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係になります。今度新しく家を立てるといふ事で、譲渡人と建設会社の方が来られました。私も全部を調査いたしまして、区長、生産組合長の印鑑もございましたので、認めさせていただきました。</p> <p>ご審議お願いします。</p>
議長	<p>26番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、27番について担当委員から説明をお願いします。</p>
12 番委員	<p>最初、建築会社の方がお見えになって、その時には、まだ、生産組合長さん、区長さんの印鑑がございませんでしたので、そちらの方から確認をしてもらって印鑑をもらってきてくださいという事をお伝えしました。再度来られた時に、生産組合長さん、区長さんの印鑑ございましたので、私も現場を確認に行つて担当者に、排水の方はどうなりますかということを探ねましたところ、市道の方を横切つて反対側の道路側溝に流すという方法をとられると聞いて、私も現場で確認しております。問題ないと思ひます。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>27番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、28番について担当委員から説明をお願いします。</p>
2 番委員	<p>譲渡人と譲受人は親子です。よそに出てたが親元に帰りたいということで、実家の横に家を立てるといふことで見えられました。現地を確認したところ、別に問題ないと思われまふので、ご審議お願いします。</p>
議長	<p>28番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>
議長	<p>続きまして、29番について担当委員から説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>ホテル建設ということでしたので、私も説明を聞きました。</p>

9 番委員	この周辺にはほとんど田んぼがないですね。下の方は自動車学校ですし、その横は、先月、審議してもらった加工工場が出来る予定です。生産組合長と区長の判もありました。設計会社からもお見えになりました。問題はないと思います。 ご審議お願いします。
議長	29番について、御意見、御質問はございませんか。
2 番委員	セラミック道路にはかからないんですか。
9 番委員	かからないです。ホテルと加工工場との間を通るみたいです。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <p style="text-align: center;">&lt;なし&gt;</p> 続きまして、30番について担当委員から説明をお願いします。
10 番委員	現在の事務所の裏手にバス駐車場を作りたいと〇〇〇〇〇からご相談がありました。地元とも十分に協議をされたようでございますので、私も現地を確認いたしまして了解した訳でございます。 ご審議をお願いします。
議長	30番について、御意見、御質問はございませんか。 <p style="text-align: center;">&lt;なし&gt;</p> 続きまして、31番については事務局から説明があると聞いておりますので、説明をお願いします。
事務局	こちらの申請は、一般住宅に付帯する排水管の埋設工事に関する申請となっておりますが、一般住宅の方は、すでに申請があつておりまして、昨年の12月の定例農業委員会で許可相当として議決をいただき、平成30年1月に県知事許可が下りています。その一般住宅の申請を行った際に、佐賀県庁から、農地に排水管を埋めるのであれば、工事中は農地ではなくなるというところから、農地法の第5条で一時転用の手続きが必要であるという指導を受けたことから、今回の申請に至ったという経緯があります。

事務局	<p>そういった経緯がございますので、今回は事務局の方でご説明をさせていただいております。</p> <p>計画につきましては、昨年12月の定例農業委員会で議決をいただいた計画、具体的に言いますと、土地利用計画図の26ページです。こちらについては、前回の分と全く変わらずに、窓口聴き取りではそこに変更はないということで確認をいたしております。そして6月22日に現地調査をいたしましたところ、許可がおりている農地については一部造成が行われており、計画通りに着工がなされておりました。以上を確認し、今月の農業委員会に上程しております。</p> <p>31番については以上です。</p>
議長	<p>事務局より説明していただきましたけれども、31番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>続きまして、32番になりますが、〇〇番委員が申請人である事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>〇〇番委員は退席をお願いします。</p> <p>それでは、32番について担当委員から説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>場所は〇〇〇の奥になります。5月11日に地区公民館で4番委員さんと私が呼ばれて、説明会がありましたので行って参りました。これも最初は腰岳のような感じかなと思っておりましたが、全然違いまして、空気銃を撃つのは、完全に部屋で仕切られてるそうです。これも5月か6月の農業委員会の議題にかかると思っていたんですけど、少し反対者もいらっしゃって長引かれたみたいですよ。6月になって申請者が生産組合長さんと区長の判を貰って、私の方にお見えになりましたので、私も同意して判を押し</p>

9 番委員	ました。 ご審議お願いします。
議長	3 2 番について、御意見、御質問はございませんか。
12 番委員	空気銃の弾自体はどんな材料でしょうか。鉛でしょうか。
9 番委員	鉛です。完全に仕切っているので、撃った弾は、全部下に落ちる。 あとは、ほうきでも掃わけるので処分できます。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。
1 番委員	射撃場は、長さが 1 0 0 m と 5 0 m と 駐車場が 1 3 台と書いてありますが、これは空気銃は、会員制度ですか。
9 番委員	会員制度というか、免許はどうか私も分かりませんが、そこでその銃を使うならば、いらないだろうと話聞いています。 これは今、オリンピックの競技にもなってるみたいなんです、1 0 m でも出来るそうなんです、まずは 5 0 m をやって、そのうちに 1 0 0 m を造るということになってます。完全にコンクリートで外に出ないようにしてあるみたいです。
1 番委員	一種の商売でしょうか、商売になるのでしょうか。
9 番委員	申請者もまず無理かなとおっしゃってますが、そのうち競技人口が増えたらいいかもしれないと。
事務局	補足をいいでしょうか。 先程、議長の質問として、会員制度か、商売になるのか、というところですが、申請人の譲受人さんがそもそも、エアライフルの選手でありまして、国体に出るような選手というところで、自分の練習場というものを見繕いたかったというのがまず一つあると聞いております。それで佐賀県にこういった、正式には空気銃覆道式といって弾道の全体が建物で覆われているようなものが佐賀県にないというようなところから練習場を造ることで、競技者の育成、今までにやったことないような学生の方が触れて才能

事務局	を开花されて、伊万里から選手として羽ばたいていくような、そういったところも期待してということで聞いておりまして、ただちに商業を目的で、アメリカに行って、海外に行って射撃の経験をしてきたというようなことで運営するわけではないというようなことで伺っています。
1 番委員	開業したら、一週間のうちずっと店として開くわけですか。
事務局	今のところは、通常の店みたいに誰でもやれるようなことは想定していなくて、言われたのが免許が先にあって、その免許を取っていらっしゃる方、または、取りたいというような意思のある方、そういった方々を相手にして活用したいというように聞いています。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。
7 番委員	絶対に弾は外に出ないですか。
9 番委員	絶対に出ないです。完全にコンクリで囲ってありますので。
事務局	そちらの部分についても、指定射撃場というものに認定されないと建物を造るだけでは、こういった射撃場は運営できないということになっていまして、今回の部分であれば鉄板が撃つ場所から前方 3 m までは厚さ 1 mm、前方 3 m からバックストップ、当たった先、的の先、後ろの部分については厚さ 0.7 mm 以上の鉄板。これを入れることが義務付けられておりまして、聞き取りでは基本的に、バックストップの部分、特に弾が命中する部分、狙う部分は特に厚くしなくてはならなくて、厚さ 2 mm 以上というのが義務付けられて、その 2 mm の鉄板を埋めるように計画をしていると聞いておりますので、基準というのが、指定射撃場の指定に関する内閣府令ということで、申請を佐賀県の公安委員会、警察の方に出さなければならなくて、そちらの規定には必ず従って、万が一でも外に出ていくことが無いようには心がけて運営を

事務局	すると聞いています。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、〇〇番委員に着席していただき審議を再開いたします。 続きまして、33番について担当委員から説明をお願いします。
9番委員	これも、先々月位に話がありまして、なかなか生産組合長の同意が得られないとの事でした。5月23日に事務局の方と会長と現地を確認しに行きました。そこでの話では、問題ないだろうということでした。しかし、区長、生産組合長の同意や地元への説明もなく申請するのは、どうかと思い、私から不動産屋に連絡を入れ、1ヶ月申請を延ばした方が良いのではないかと話をし、申請者へ伝えていただき、1ヶ月申請を延ばして地元で協議を行っていただくようになりました。その後、また部落で会議がありまして、生産組合長と区長の方から判をいただかれ、今日に至ったわけです。私も問題ないということで、了承をいたしております。ご審議をお願いします。
議長	33番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、34番について担当委員から説明をお願いします。
3番委員	ここは、国道沿いでコンビニエンスストアが建つということで、生産組合長さんから連絡を受けました。現地を確認したところ、畑と言っても荒れておりました。区長さん、生産組合長さんもう解をされたようです。私も問題はないと思い判を押しました。審議をお願いします
議長	34番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、35番について担当委員から説明をお願いします。

7 番委員	<p>工業団地を造成するとのことで、先月、土地開発公社から確認の印鑑をくださいとお見えになり、説明を受けたところです。区長、生産組合長の印鑑がございました。それで、なおかつ区長会長にも確認したところ、内容は了解してるということでした。私も問題はないと思います。</p> <p>ご審議お願いします。</p>
議長	<p>35番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
5 番委員	<p>この前の市議会で質問があったと思うのですが、農業用水が不足するのではないかと。山水がですね。その辺については、既存の溜池を利用して整備をしてと言われておりましたが、どうでしょうか。</p>
7 番委員	<p>既存の溜池は、現在老朽化しておりますので少し整備が必要との事です。また、図面見ていただくと工業団地内に沈砂池が2つ出来ます。そこに雨水を溜めて、沈砂池の下の小川に流してその水を取水するようになります。</p> <p>また、工業団地から出る雨水については、直接、小川には流さず、必ず沈砂池を通して小川に流すようになっているそうです。</p>
5 番委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第36号 農地法第5条の申請10件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第37号 農地法第4条の申請2件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第37号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p>



事務局	<p>議案の3ページ、14番になります。</p> <p>図面は、案内図が48ページ、字図が49ページ、土地利用計画図及び平面図が50ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町平尾地区です。</p> <p>申請人が一般住宅兼倉庫及び車庫を建設するための申請です。</p> <p>なお、許可を得ずに駐車場にしていたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、15番になります。</p> <p>図面は、案内図が51ページ、字図が52ページ、土地利用計画図が53ページ、断面図が54ページ、平面図が55ページになります。</p> <p>申請地は、新天町中井樋地区です。</p> <p>申請人が共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し</p>
-----	--

事務局	<p>得るに該当します。</p> <p>議案第37号 農地法第4条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条14番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>申請人のご主人が2、3ヶ月前にお見えになりまして、家の横の土地の地目が畑になっていた。今まで、何も思わずに駐車場として利用していた。今回、住宅を建てようと思っていたら、地目が畑になっているので申請をしなければいけないとのことで、私のところにお見えになりました。今までも駐車場として使用していたのでということで始末書を添付されております。生産組合長、区長の印鑑もございました。私も確認の上、問題なしと思い、署名、捺印いたしました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>14番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、15番について担当委員から説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>申請地周辺は、ほとんど住宅地でアパートも建っている場所です。この地区は、農地が無くなってきているのが現状です。埋めても水路関係には問題ないみたいです。生産組合長さんと区長の判がありましたので、私も確認して判を押しました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第37号 農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第38号 農地法第3条の申請について、事務</p>

議長	局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第38号 農地法第3条の申請について説明します。          議案は4ページから7ページになります。          申請事由や経営状況等を掲げております。          全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請について、議案4ページから7ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第38号 農地法第3条の申請12件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第39号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年16件について、御説明します。議案の8～9ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が13名、貸付人が14名で、面積は、田が36,018㎡、畑が139㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を10～17ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>

議長	<p>議案第 39 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年 16 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第 39 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年 16 件については申出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 39 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業 2 件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 39 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業 2 件について御説明いたします。</p> <p>議案は 18 ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を 19 ページに掲げております。佐賀県農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積は田 8,259 m<sup>2</sup>となっております。期間は 3 年、6 年です。</p> <p>農地中間管理事業についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第 39 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業 2 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第 39 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業 2 件については、申出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 40 号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第40号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は20ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、佐賀県農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者2名が借り受けることとなっております。詳細は、21ページになります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第40号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p>
10番委員	<p>〇〇〇〇〇〇さんの利用権取得者の取得後の経営面積は違うのじゃないですか。</p>
事務局	<p>この〇〇〇〇〇〇さんなんですけど、〇〇〇〇〇さんの息子さんの〇〇〇〇さんが農業を引き継いでおられまして、そちらのほうで法人化したということで、今回新しく〇〇〇〇〇〇さんということで上がってきております。それで、ご指摘の通り〇〇〇〇〇〇さんと言えば、この議案の分では全然満たないような面積なんですけど、今回、法人化にあたって利用権設定というのはあくまで、〇〇〇〇さんと個人さんが結んできているものがいくつもありまして、これを〇〇〇〇〇〇さんに切り替えを順次行っております。〇〇〇〇〇〇さんとしては、この議案に掲げている面積しかないんですが、実際のところは個人である〇〇〇〇さんのところに残りの面積がはりついておりまして、担当と事務局と協議をしながら全ての個人の分の面積が〇〇〇〇〇〇さんに移ると聞いておりますので手続きの方もそちらに急いで合わせていきたいと考えております。ただ人数が多くて印鑑を貰ったりするのに手</p>

事務局	間取っているというところで全ては掲げきれてませんが、今後、他の農地についても上程いたしまして面積を実際のところに合わせていきたいと考えております。
10 番委員	実際どのくらい持っておられますか。
12 番委員	大川野から干拓から、瀬戸、木須、脇田も全部合わせて35町くらいだったと思います。
事務局	〇〇〇の土地だけで5町だったと記憶しています。あと残りの分は借地です。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <p style="text-align: center;">&lt;なし&gt;</p> 無いですので、議案第40号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。  続きまして、議案第41号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名1件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第41号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名1件について御説明いたします。  議案22ページの1番です。 位置図と字図が議案の23ページになります。 あっせんの申出が黒川町に出ております。黒川町真手野地区の申請であるため、山口友三郎委員と今日欠席でありますけれども岸本委員にお願いしたいと考えております。岸本委員につきましては担当から電話で事前に連絡をして承諾を得ております。あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしく願いいたします。
議長	議案第41号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について、御意見、御質問はござ

議長	いませんか。
10 番委員	価格はどれくらいですか。
事務局	申請者の希望としては、20万～25万円の間でと考えられているようです。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。  報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理1件について御説明します。  議案は24ページを御覧ください。 21番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は、別の方に売買される予定で、今回、3条申請を上程しています。  報告第11号については以上1件です。
議長	報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第7回の農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>